

株 主 各 位

名古屋市中区徳川 1 丁目 9 番30号

株式会社ヨシックス

代表取締役 吉 岡 昌 成
会長兼社長

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、ご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、2021年6月23日（水曜日）午後5時45分までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 日 時 | 2021年 6 月24日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 名古屋市中区葵三丁目16番16号
ホテルメルパルク名古屋 カトレアの間 |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第36期（2020年 4 月 1 日から2021年 3 月31日まで）事業報告および連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期（2020年 4 月 1 日から2021年 3 月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第 1 号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第 2 号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第 3 号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第 4 号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第 5 号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第 6 号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第 7 号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

第 8 号議案

退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://yossix.co.jp/>)に記載させていただきます。
 - ◎ 新型コロナウイルス感染対策としご出席の際は、必ずマスク着用の上お越しください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は健康状態に関わらず、
可能な限り会場へのご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。

事 業 報 告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、2020年4月に政府より緊急事態宣言が発出され、国内消費は大きく落ち込みました。同宣言解除後は経済活動が段階的に再開し、政府主導の景気対策も講じられてきました。しかしながら、2021年1月には1都2府8県を対象とする緊急事態宣言が再発出され、3月には緊急事態宣言解除されたもののリバウンドが懸念されるなど新型コロナウイルス感染症の収束は見通せないなど、極めて厳しい状況が続いております。

外食業界におきましては、政府および各自治体からの会食の自粛要請や休業要請および営業時間短縮要請によって来店客数が減少し、厳しい経営環境が続きました。

このような経営環境の下、当社グループでは飲食事業において、商品の品質向上や接客をはじめとした店舗力底上げを最重要課題とし、様々な施策に取り組んでまいりました。さらに、新エリアとして茨城県、島根県に出店し、新業態として特注鉄板で焼とりを提供するニュースタイルの焼鳥居酒屋「焼とりてっぱん」を名古屋市東区にオープンいたしました。また、政府、自治体からの休業や営業時間短縮等の要請に誠実に対応する一方、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として従業員の健康管理の徹底、換気および感染防止のための消毒用アルコールの設置などの対策に取り組んでまいりました。

「や台ずし」業態は新規出店12店舗、業態転換8店舗を実施し、店舗数が264店舗（フランチャイズ含む）となり、総店舗数の80.7%を占め、当業態の売上高は8,272百万円となりました。

均一低価格居酒屋である「ニパチ」業態は、新規出店1店舗を実施し、店舗数が50店舗となり、総店舗数の15.3%を占め、当業態の売上高は1,156百万円となりました。

また、2020年4月から2020年5月における全店休業期間および時短営業期間に対応した雇用調整助成金の申請に伴い、雇用調整助成金483百万円を受領いたしました。

飲食事業につきましては業態を問わず、接客が非常に重要であるとの認識から、全ての業態において、や台やグループの基本理念である「元気を持って帰ってもらう店なんやで」を実現することに努めてまいりました。「あたりまえやを当り前に」という社是のもと「元気な声出し、清潔感、笑顔の接客」を着実に実行できるように、徹底して従業員（パート・アルバイト含む）の教育に努め、上質な接客サービスを目指して取り組んでまいりました。

一方で、利益率の低い店舗については戦略的に撤退や売却を進め、全社的な利益率の改

善を図ってまいりました。

建装事業につきましては、グループ会社としての強みを最大限活用し、店舗展開する際のイニシャルコストの徹底的な抑制、投資回収の早期実現等の達成に大きく寄与しました。また、グループ外顧客の獲得を行い、グループ全体の利益向上に努めました。

以上の結果、飲食事業における店舗数につきましては、新規出店13店舗、業態転換11店舗、退店29店舗を実施し、当連結会計年度末の店舗数は327店舗（フランチャイズ含む）となりました。また、当連結会計年度の売上高は9,697百万円、営業損失は2,195百万円、経常損失は1,298百万円となり、親会社株主に帰属する当期純損失は1,269百万円となりました。

なお、当連結会計年度において、会社分割による持株会社体制へ移行しており、株式会社ヨシックスの飲食事業を設立した子会社「株式会社ヨシックスフーズ」に、建装事業を設立した「株式会社ヨシオカ建装」へ承継し、同2社を連結子会社とした連結決算に移行しております。

事業の種類別セグメントごとの業績の概況は、次のとおりであります。

事業区分	売 上 高	構 成 比	前期比増減率
飲食事業	9,666,274 千円	99.7 %	△48.3 %
建装事業	30,727 千円	0.3 %	192.9 %
合計	9,697,002 千円	100.0 %	△48.2 %

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 事業の種類別セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高控除後の金額であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施致しました設備投資の総額は601,669千円で、その主なものは新規出店、本社の取得によるものであります。

	担当部課		出店店舗数	合計
新規 出店	関東事業本部	関東第一事業部	や台ずし 3 店舗	3 店舗
		関東第二事業部	や台ずし 2 店舗	2 店舗
	中部事業部		や台ずし 1 店舗 にぱち 1 店舗	2 店舗
	関西事業本部	関西第一事業部	や台ずし 1 店舗	1 店舗
		関西第二事業部	や台ずし 2 店舗	2 店舗
	山陽事業部		や台ずし 1 店舗	1 店舗
	九州事業部		や台ずし 2 店舗	2 店舗
合計				13店舗
業態 転換	中部事業部		や台ずし 5 店舗 焼とりてっぱん 2 店舗	7 店舗
	関西第一事業部		や台ずし 1 店舗	1 店舗
	九州事業部		や台ずし 2 店舗 焼とりてっぱん 1 店舗	3 店舗
	合計			

(注) 1. 2021年3月31日現在の状況を記載しております。

2. 開業日が来期でも、既に設備投資を開始した物件について記載しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2017年度 第 33 期	2018年度 第 34 期	2019年度 第 35 期	2020年度 (当連結会計年度) 第 36 期
売 上 高	— 千円	— 千円	— 千円	9,697,002 千円
営 業 損 失 (△)	— 千円	— 千円	— 千円	△2,195,075 千円
経 常 損 失 (△)	— 千円	— 千円	— 千円	△1,298,530 千円
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	— 千円	— 千円	— 千円	△1,269,464 千円
1株当たり当期純損失 (△)	— 円	— 円	— 円	△122.99 円
総 資 産	— 千円	— 千円	— 千円	11,269,016 千円
純 資 産	— 千円	— 千円	— 千円	6,391,176 千円
1株当たり純資産	— 円	— 円	— 円	619.18 円

(注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 第36期より連結計算書類を作成しておりますので、第35期以前については記載しておりません。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2017年度 第 33 期	2018年度 第 34 期	2019年度 第 35 期	2020年度 (当事業年度) 第 36 期
売 上 高	15,683,214 千円	17,934,390 千円	1,879,080 千円	7,925,765 千円
営業利益又は営業損失 (△)	1,646,061 千円	2,083,327 千円	2,036,108 千円	△1,372,177 千円
経常利益又は経常損失 (△)	1,958,144 千円	2,401,262 千円	2,353,662 千円	△651,660 千円
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,221,690 千円	1,538,376 千円	1,256,975 千円	△602,403 千円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	118.74 円	149.18 円	121.83 円	△58.36 円
総 資 産	9,190,719 千円	10,633,614 千円	10,789,927 千円	10,679,765 千円
純 資 産	5,440,251 千円	6,773,798 千円	7,784,480 千円	7,058,237 千円
1株当たり純資産	527.97 円	656.76 円	754.24 円	683.81 円

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均株式数に基づき算出しております。

(3) 対処すべき課題

外食産業の市場規模の縮小傾向は今後も続いていく中、経済情勢や消費動向、または競合他社の状況等の経営環境を勘案しつつ、当社グループは「元気を持って帰ってもらう店なんやで」という基本理念のもと、「あたりまえやを当り前に」の社是を掲げ、以下の課題に適切に対処してまいります。

① 人材採用・育成

当社グループは店舗作りの戦略として、地域や立地における特性や顧客ニーズに柔軟に対応するため、それぞれの地域で採用した従業員を全面的に立て店舗運営を行っております。それが“元気を持って帰ってもらう店”を生み出す源泉であり、「人材」は当社グループにおける最も重要な経営資源として位置付けております。当社グループにおいて提供するサービスの水準は各店舗の人材に影響を受けますので、優秀な人材の確保、育成の徹底を最重要課題として取り組んでまいります。

また将来を担う幹部候補生として若い人材を確保するために、新卒採用にも注力しております。当社グループの理念を理解し、将来において当社グループを牽引していく人材に育つよう、教育に力をいれてまいります。

② 新規出店計画の徹底

新規出店の物件確保については、各地域における有力不動産業者等からの外部情報のみならず、取引先金融機関、取引先酒販店等からも幅広い情報収集に努めております。しかし当社グループのニーズに合致した条件の物件が必ずしも確保されとは限らないため、新規出店計画を実行できなくなる可能性もあり、予算に影響を及ぼす懸念も考えられます。新規出店計画を着実に実行に移せるよう、継続的に新規物件に関する情報収集を徹底し、物件情報の収集体制を強化することを課題として取り組んでまいります。

③ 新規出店地域の開拓

当社グループの出店している既存地域においてもまだまだ未開拓のエリアがあり、出店をしていく余地は充分にあると考えております。当社グループは太平洋ベルト地帯を中心に展開しておりますが、特に経済規模の大きい関東地域への出店を拡大すべく、茨城県・群馬県・栃木県等の関東北部も出店候補地として見込んでおります。今後はこういった未開拓の地域に出店し、新たな事業部の基盤をつくることが重要であると考えておりますので、情報の収集、出店体制の強化を課題として取り組んでまいります。

④ 新業態の開発

今後も当社グループの持続的な成長を見込むには、新たな収益の柱となるべく新業態を開発し成長させることが非常に重要であると考えております。顧客ニーズが多種多様化する中、顧客が外食に対して要求しているものは何かということを常に探求し、情報収集の徹底を図ることで、新業態の開発に注力してまいります。

⑤ 本部機能の強化

新規出店による店舗の増加および業態の多様化が進み、企業規模が拡大する中、本部機能の強化・充実を図ることが持続的な成長には必要であると認識しております。今後も営業部門および管理部門における本部機能の強化を図り、収益力の向上、業務の効率化等を徹底追求することで、組織の強化を課題として取り組んでまいります。

⑥ コンプライアンス経営の推進・徹底

店舗数の拡大に伴い、それぞれの事象に応じたリスク管理やコンプライアンスの遵守体制が重要になります。社会貢献に資する企業の一員として、企業としての信頼性を高めるために、内部統制システムの構築・運用・強化に努め、役職員への法令遵守体制の周知徹底に取り組んでまいります。また、労働環境の向上およびコンプライアンス遵守にも努めてまいります。

⑦ 食の安心安全の徹底追求

店舗数の拡大に伴い、食に対する安心や安全性に関するリスクは高まる傾向にあります。しかし飲食業を生業とする当社グループにおいて、「安全」を確保し、「安心」して飲食して頂くことは、当社グループの基本的かつ最大の責務であると考えております。そのため食材の品質管理はもとより、店舗における調理場自体の清潔感および衛生管理を徹底することで、お客様に安心して飲食して頂くことに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

事業	主要事業
飲食事業 (株式会社ヨシックスフーズ)	居酒屋を中心とした飲食サービスの提供を行っております。
建装事業 (株式会社ヨシオカ建装)	飲食店建築を中心とした内装工事を行っております。

(5) 主要な事業所および営業店舗（2021年3月31日現在）

名称	所在地
本社	愛知県名古屋市東区徳川1丁目9番30号
株式会社ヨシックスフーズ 本社	愛知県名古屋市東区徳川1丁目9番30号
関東事業本部	東京都千代田区鍛冶町1丁目5番2号 鍛冶町ビル2階
中部事業部	愛知県名古屋市東区徳川1丁目9番30号
関西事業本部	大阪府大阪市天王寺区玉造元町4番5号
山陽事業部	広島県広島市中区胡町4丁目28番地 胡町ビル7階
九州事業部	福岡県福岡市中央区今川1丁目4番1号
株式会社ヨシオカ建装	愛知県名古屋市東区徳川1丁目9番30号
や台や業態 3店舗	東京都1店舗 神奈川県1店舗 大阪府1店舗
や台ずし業態 261店舗	愛知県28店舗 東京都40店舗 神奈川県22店舗 埼玉県20店舗 千葉県11店舗 茨城県2店舗 静岡県11店舗 岐阜県7店舗 三重県8店舗 滋賀県6店舗 京都府3店舗 奈良県5店舗 大阪府27店舗 兵庫県7店舗 岡山県4店舗 広島県16店舗 香川県6店舗 愛媛県2店舗 高知県2店舗 徳島県3店舗 山口県3店舗 福岡県21店舗 熊本県1店舗 大分県1店舗 鳥取県2店舗 島根県1店舗 長崎県1店舗 佐賀県1店舗
ニパチ業態 50店舗	愛知県7店舗 東京都1店舗 静岡県4店舗 三重県1店舗 奈良県1店舗 大阪府1店舗 兵庫県1店舗 広島県3店舗 香川県1店舗 愛媛県1店舗 山口県5店舗 福岡県13店舗 熊本県2店舗 長崎県5店舗 大分県1店舗 佐賀県2店舗 鹿児島県1店舗
これや業態 5店舗	愛知県1店舗 京都府1店舗 福岡県3店舗
せんと業態 1店舗	大阪府1店舗
焼とりてっぱん業態 3店舗	愛知県2店舗 長崎県1店舗
その他4店舗	愛知県2店舗 東京都1店舗 岐阜県1店舗

- (注) 1. 営業店舗の所在地は直営店舗のみを記載しております。
2. その他にはフランチャイズ店の店舗数を記載しております。

(6) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

①企業集団の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
817名 (2,226 名)	—	40.2歳	4.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよびアルバイトは () 内に、年間平均雇用人員 (1日8時間、1ヶ月22日で換算) を記載しております。

② 当社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12名 (6名)	—	41.9歳	6.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよびアルバイトは () 内に、年間平均雇用人員 (1日8時間、1ヶ月22日で換算) を記載しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ヨシックスフーズ	愛知県	9,000千円	100.0%	飲食事業
株式会社ヨシオカ建装	愛知県	9,000千円	100.0%	建装事業

(8) 主要な借入先および借入額 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株) 三 菱 U F J 銀 行	387,523 千円
(株) 三 井 住 友 銀 行	3,314 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は2021年1月1日付で持株会社体制へ移行し、当社の飲食事業およびこれに関連する事業を当社100%出資の子会社「株式会社ヨシックスフーズ」に、建装事業およびこれに関連する事業を当社100%出資の子会社「株式会社ヨシオカ建装」へ承継いたしました。

2. 株式に関する事項

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 28,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 10,322,200株（自己株式309株を含む） |
| (3) 単元株式数 | 100株 |
| (4) 当事業年度末の株主数 | 8,768名 |
| (5) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 吉 岡	3,610,000株	35.0%
吉 岡 昌 成	2,121,700株	20.6%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HCR00 常任代理人 香港上海銀行東京支店	598,300株	5.8%
吉 岡 裕 太 郎	400,000株	3.9%
吉 岡 光 代	309,000株	3.0%
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	270,300株	2.6%
瀬 川 雅 人	200,000株	1.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	133,500株	1.3%
サ ン ト リ ー 酒 類 株 式 会 社	104,000株	1.0%
GOLDMAN SACHS & CO. REG	94,800株	0.9%

（注） 持株比率は自己株式309株を控除して算定しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。
- 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役 会長兼社長	吉岡昌成	
取締役	瀬川雅人	株式会社ヨシックスフーズ代表取締役社長執行役員 や台やグループ統括事業本部本部長
取締役	吉岡裕太郎	株式会社ヨシオカ建装代表取締役社長執行役員
取締役	植村亮仁	社外取締役 植村亮仁公認会計士事務所所長 税理士法人植村会計所長 株式会社ピアズ社外監査役 株式会社ビジョナリー社外監査役
取締役	堀雄治	社外取締役
監査役	佐藤祥一	常勤監査役
監査役	長谷川一裕	弁護士法人名古屋北法律事務所所長
監査役	戸谷隆夫	税理士法人リベルテ所長

- (注) 1. 植村亮仁氏および堀雄治氏は、会社法第2条第15号の社外取締役であります。
2. 佐藤祥一氏、長谷川一裕氏および戸谷隆夫氏は、会社法第2条第16号の社外監査役であります。
3. 当社は、取締役植村亮仁氏および監査役佐藤祥一氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 監査役長谷川一裕氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役戸谷隆夫氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役の吉岡裕太郎は代表取締役会長兼社長吉岡昌成の長男であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。また次回更新時には同内容で更新を予定しております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

イ. 退任

取締役渡邊竜二、大崎篤彦の両名は2021年1月1日をもって辞任いたしました。

ロ. 当事業年度中の取締役の地位の異動

氏名	新	旧	異動年月日
吉岡昌成	代表取締役会長兼社長	代表取締役会長兼CEO	2021年1月1日
瀬川雅人	取締役	代表取締役社長兼COO	2021年1月1日
吉岡裕太郎	取締役	専務取締役	2021年1月1日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めております。

その概要は、個々の取締役の各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には「固定報酬」としての「基本報酬」を支給することとしております。「基本報酬」は毎月支払うものとし、各取締役の職位、職責等を基にして、各期の業績並びに業績への貢献度を勘案し決定することとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2014年6月27日開催の第29回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議頂いております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役0名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年6月27日開催の第22回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議頂いております。当該株主総会終結時点の監査役は1名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会長兼社長の吉岡昌成に対し各取締役の「固定報酬」の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部門における評価を行うのは、代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役と社外取締役が協議する等の措置を講じております。

(5) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	162,675千円 (2,520千円)	139,743千円 (2,520千円)	－ (－)	－ (－)	22,932千円 (－)	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	7,800千円 (7,800千円)	7,800千円 (7,800千円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	3名 (3名)
合 計	170,475千円 (10,320千円)	147,543千円 (10,320千円)	－ (－)	－ (－)	22,932千円 (－)	10名 (5名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第29回定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議頂いております。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第22回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議頂いております。
5. 監査役はすべて社外監査役であります。
6. 当社と社外取締役および社外監査役の間に、人的関係、資本的関係、取引関係およびその他利害関係はありません。
7. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2021年1月1日をもって辞任した取締役2名を含んでいるためであります。
8. 業績連動報酬等につき、直接的な業績連動報酬等を支給しておりません。しかしながら、取締役の基本報酬は、その役割と責務に相応しい水準に配慮しつつ、前事業年度の担当部門の業績達成度合いに応じた変動的な年俸制を採用しております。
9. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(6) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 取締役の植村亮仁氏は植村亮仁公認会計士事務所所長、税理士法人植村会計所所長、株式会社ピアズ社外監査役および株式会社ビジョナリー社外監査役を兼職しておりますが、当社と特別の関係はありません。

監査役の長谷川一裕氏は弁護士法人名古屋北法律事務所所長を兼職しておりますが、当社と特別の関係はありません。

監査役の戸谷隆夫氏は税理士法人リベルテ所長を兼職しておりますが、当社と特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 該当事項はありません。

ハ．当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および 期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	植 村 亮 仁	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回に出席しました。 議案審議につき、公認会計士として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づいて必要な発言を行っております。
取 締 役	堀 雄 治	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回に出席しました。 議案審議につき、卸売業に関する豊富な経験と高い見識に基づいて必要な発言を行っております。
監 査 役	佐 藤 祥 一	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席しました。 他社の監査役としての経験と幅広い見識に基づいて取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
監 査 役	長 谷 川 一 裕	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席しました。 弁護士として培われた豊富な経験と幅広い見識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
監 査 役	戸 谷 隆 夫	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席しました。 税理士として培われた豊富な経験と幅広い見識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

23,000千円

②当社が会計監査人に支払うべき金銭、その他の財産上の利益の合計額

23,000千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の額にはこれらの合計を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には監査役全員の同意に基づき監査役会が解任致します。その他監査役会が定める「会計監査人の評価・選定」の評価の結果、会計監査人の会社法等関連法令違反や、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合は、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任限定契約を締結することができる旨の規定を定款第42条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、2015年5月8日開催の取締役会において会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する決議を一部改定をいたしました。その内容は次のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「企業行動規範」を制定し、その運用に努めるとともに、継続的なコンプライアンス教育・啓蒙を行う。

ロ. コンプライアンスや内部管理体制の適切性・有効性を定期的に検証し、問題点の改善・是正を行うために、取締役を内部統制統括責任者に選任し、内部統制全般の適切な整備・運用を行う。内部統制統括責任者は、情報管理・リスク対策を統括・管理するとともに、他の委員会等を通じて社内の情報収集を行い、会社の内部統制体制の有効性の確保を図っていく。

ハ. コンプライアンス体制の強化を目的として、内部通報制度を導入する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社グループのコーポレート・ガバナンス強化のために、取締役会において会社全体で取り組むべき課題（社会的責任・リスク対策）の方針を決定する。

ロ. 内部統制統括責任者はその方針に沿って、主管部署を指示しコンプライアンス管理規程をはじめとする関連規程の整備・運用等、当社のリスクマネジメント体制の充実と強化を図っていく。

③ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 業務の執行が法令および定款に適合するとともに、業務の適正と効率性の確保を目的として、組織規程や業務分掌規程をはじめとする社内規程を定め業務を執行する。これらの規程は、法令の改廃や業務の見直し等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。

ロ. 業務執行部門から独立した取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等をチェックし、不正の防止とプロセスの改善に努める。

ハ. 内部統制統括責任者のもと、関連部署が主管となり財務報告の正確性・信頼性の確保とその推進を目的とする内部統制規程を制定し、内部統制システムの整備と強化を進める。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報および文書の取り扱いについて、社内規程を定めるとともに、その規程の定めに基づき、適切に保存し管理を行う。社内規程は法令の改廃等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、合理的かつ効率的な職務執行を確保するために、職務の役割分担を定めるとともに、取締役会規程や職務権限規程に基づき業務を執行する。

⑥ 監査役監査の実効性確保体制

イ. 監査役は、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を置くことを、取締役社長に求めることができる。また、その場合の使用人は専任者とし、監査役以外の指揮命令を受けないものとする。

ロ. 監査役は、内部監査部門から内部監査状況に係る情報の提供を受けることができるほか、重要な会議の内容の報告を受けるものとする。また、必要に応じて社内の会議に出席を求めることができるものとする。

ハ. 監査役は、代表取締役、会計監査人との定期的な情報交換の場を持つものとする。

ニ. 取締役および使用人は、業務執行において法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れがある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告する。

ホ. 取締役および使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

ヘ. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して、法令に基づく費用の前払い等を請求したときは、監査役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに前払い費用等を支払う。

⑦ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは制定された「グループ企業行動規範」により、反社会的勢力との関係を遮断する事を宣言し、お取引先の調査を実施、反社会的勢力の経営への関与防止、当該勢力による被害の防止等に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会を定例・臨時を含め18回開催しました。取締役の職務執行の適法性を確保し、また取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役2名が開催された取締役会に出席し意見を述べました。

- ② 監査役会を定例・臨時を含め14回開催しました。監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役、他の取締役、内部監査室および会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図ってまいりました。
- ③ コンプライアンス委員会を1回開催しました。法令・社内規程等の遵守状況を確認するとともに、役員および管理職にコンプライアンスに対する意識の向上や牽制機能の強化を図りました。また当社では内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めました。
- ④ 内部監査室は、内部監査計画を立案し、当社グループの各部門および店舗について法令・定款・各種規程に基づいて、適法性、適正性および効率性を鑑み、内部監査を実施いたしました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置付けております。現在当社グループは成長途上と考えており、新規出店、人材採用、人材育成、管理体制強化など、業容拡大および競争力を高めるために充当する内部留保を確保しつつ、業績および財務状況等を勘案して継続的な配当の実施に努めてまいります。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大により2021年3月期の業績は非常に厳しいものとなりましたので、当期末配当金に関しましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,908,568	流動負債	3,983,343
現金及び預金	6,299,509	支払手形及び買掛金	406,871
売掛金	270,710	一年内返済予定の長期借入金	130,405
原材料及び貯蔵品	137,842	未払金	987,359
未収還付法人税等	642,266	未払法人税等	801,949
その他の	558,240	未払消費税等	767,311
固定資産	3,360,447	預り金	658,577
有形固定資産	2,535,311	その他の	230,869
建物及び構築物	2,027,807	固定負債	894,496
土地	367,269	長期借入金	260,432
その他の	140,234	役員退職慰労引当金	421,443
無形固定資産	3,559	その他の	212,621
その他の	3,559		
投資その他の資産	821,575	負債合計	4,877,839
繰延税金資産	268,066	純資産の部	
その他の	553,509	株主資本	6,390,209
		資本金	335,989
		資本剰余金	364,094
		利益剰余金	5,690,751
		自己株式	△625
		その他の包括利益累計額	966
		その他有価証券評価差額金	966
		純資産合計	6,391,176
資産合計	11,269,016	負債・純資産合計	11,269,016

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		9,697,002
売 上 原 価		3,364,360
売 上 総 利 益		6,332,641
販売費及び一般管理費		8,527,717
営 業 損 失 (△)		△2,195,075
営 業 外 収 益		
協 賛 金 収 入	291,128	
雇 用 調 整 助 成 金	483,255	
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	97,880	
そ の 他	24,594	896,858
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	247	
そ の 他	65	313
経 常 損 失 (△)		△1,298,530
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,392	
受 取 補 償 金	41,851	
そ の 他	4,885	51,129
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	55,339	
減 損 損 失	331,920	387,259
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)		△1,634,660
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	29,825	
法 人 税 等 還 付 税 額	△298,214	
法 人 税 等 調 整 額	△96,806	△365,195
当 期 純 損 失 (△)		△1,269,464
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△1,269,464

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	335,894	363,999	7,084,067	△515	7,783,445
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）	95	95			190
剰 余 金 の 配 当			△123,851		△123,851
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純損失（△）			△1,269,464		△1,269,464
自 己 株 式 の 取 得				△109	△109
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）					
当 期 変 動 額 合 計	95	95	△1,393,316	△109	△1,393,235
当 期 末 残 高	335,989	364,094	5,690,751	△625	6,390,209

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	1,035	1,035	7,784,480
当 期 変 動 額			
新株の発行（新株予約権の行使）			190
剰 余 金 の 配 当			△123,851
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純損失（△）			△1,269,464
自 己 株 式 の 取 得			△109
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）	△68	△68	△68
当 期 変 動 額 合 計	△68	△68	△1,393,304
当 期 末 残 高	966	966	6,391,176

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。連結計算書類作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりです。

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の名称

株式会社ヨシックスフーズ

株式会社ヨシオカ建装

2021年1月1日付で持株会社体制へ移行し、これに伴う吸収分割により事業を承継した株式会社ヨシックスフーズ及び株式会社ヨシオカ建装を当連結会計年度に設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) たな卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物：10年～32年

(ロ) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
減損損失	327,937千円
飲食事業に関する有形固定資産	1,791,102千円

※減損損失の金額は、飲食事業に関するものであります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、飲食事業の店舗固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際して、店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としており、店舗の営業損益が継続してマイナスとなった場合に減損の兆候があると判断しております。減損の兆候があると判断される場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

飲食事業においては、新型コロナウイルス感染症による政府及び自治体からの休業要請及び営業時間の短縮要請の影響により、当連結会計年度の業績が悪化しており、店舗の営業損益がマイナスとなっております。そのため、前連結会計年度までは営業損益がプラスであった店舗について、飲食事業の事業計画を踏まえ、翌連結会計年度以降の営業損益の見込みが継続してマイナスとなっていない店舗については、減損の兆候は認められないと判断しております。

飲食事業の事業計画には、新型コロナウイルス感染症の拡大が徐々に収束し、収束後には店舗の業績が当該感染症の拡大前と同水準にまで回復するという仮定を採用しております。

そのため、事業計画の見直しが必要と判断された場合には、当連結会計年度以降の営業損益の見込みが継続してマイナスとなり、減損の兆候に該当する可能性があります。この場合、割引前将来キャッシュ・フローの見積額が店舗固定資産の帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要となる可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,834,967千円
2. 資産から直接控除した貸倒引当金
投資その他の資産
その他 135千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 連結会計年度の発行済株式の種類及び総数

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	10,321,200株	1,000株	一株	10,322,200株

2. 連結会計年度の自己株式の種類及び数

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	261株	48株	一株	309株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	123,851	12.00	2020年3月31日	2020年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式数

2013年7月31日開催の臨時株主総会の決議によるストック・オプション

普通株式 25,800株

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

事業部	用途	種類	店舗数
本社	その他	土地	—
飲食事業	店舗設備	建物等	30店舗

(減損損失の認識に至った経緯)

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗のうち、資産グループの固定資産簿価を回収できないと判断した資産グループについて減損損失を認識しております。

本社所有の土地については、売却の意思決定により処分を予定している資産について減損損失を認識しております。

(グルーピングの方法)

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングしており、遊休資産及び処分予定資産については、個々の物件をグルーピング単位としております。

(回収可能価額の算定方法)

減損損失を認識するに至った店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、資産グループ毎の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却が困難であるため零として評価しております。

減損損失を認識するに至った本社所有の土地については帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産売買契約金額を基に算定しております。

(減損損失の金額)

建 物 及 び 構 築 物	292,565千円
土 地	3,982千円
そ の 他	35,372千円
合 計	331,920千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に店舗を運営するための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収還付法人税等は、信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、1年以内の支払期日であります。また借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権は、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごと

に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,299,509	6,299,509	—
(2) 売掛金	270,710	270,710	—
(3) 未収還付法人税等	642,266	642,266	—
資産計	7,212,485	7,212,485	—
(1) 支払手形及び買掛金	406,871	406,871	—
(2) 未払金	987,359	987,359	—
(3) 未払法人税等	801,949	801,949	—
(4) 未払消費税等	767,311	767,311	—
(5) 預り金	658,577	658,577	—
(6) 長期借入金（1年内返済予定含む）	390,837	390,837	—
負債計	4,012,906	4,012,906	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金並びに(3) 未収還付法人税等

これらはすべて短期で決裁されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等並びに(5) 預り金

これらはすべて短期で決裁されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金 (1年内返済予定含む)

長期借入金は変動金利によっており、短期間で市場金利を反映していること、また、当社の信用状態は借入実行後から大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	6,299,509	—	—	—
売掛金	270,710	—	—	—
未収還付法人税等	642,266	—	—	—
合計	7,212,485	—	—	—

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	130,405	124,992	124,992	10,448	—	—
合計	130,405	124,992	124,992	10,448	—	—

賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

619円18銭

1株当たり当期純損失金額

122円99銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,818,927	流 動 負 債	2,933,575
現 金 及 び 預 金	5,272,086	一年以内返済予定の長期借入金	130,405
未 収 入 金	1,542,166	未 払 金	570,274
そ の 他	4,674	未 払 法 人 税 等	799,264
固 定 資 産	3,860,837	未 払 消 費 税 等	766,777
有 形 固 定 資 産	753,882	預 り 金	590,549
建 物	385,144	そ の 他	76,303
土 地	367,269	固 定 負 債	687,952
そ の 他	1,469	長 期 借 入 金	260,432
無 形 固 定 資 産	3,559	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	421,443
そ の 他	3,559	繰 延 税 金 負 債	267
投資その他の資産	3,103,394	そ の 他	5,810
投 資 有 価 証 券	1,837	負 債 合 計	3,621,528
関 係 会 社 株 式	18,000	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	3,050,000	株 主 資 本	7,057,270
そ の 他	33,692	資 本 金	335,989
貸 倒 引 当 金	△135	資 本 剰 余 金	364,094
		資 本 準 備 金	364,094
		利 益 剰 余 金	6,357,812
		そ の 他 利 益 剰 余 金	6,357,812
		繰 越 利 益 剰 余 金	6,357,812
		自 己 株 式	△625
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	966
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	966
		純 資 産 合 計	7,058,237
資 産 合 計	10,679,765	負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,679,765

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		7,925,765
売 上 原 価		2,642,615
売 上 総 利 益		5,283,149
販売費及び一般管理費		6,655,327
営 業 損 失 (△)		△1,372,177
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,274	
協 賛 金 収 入	205,452	
雇 用 調 整 助 成 金	483,255	
そ の 他	30,846	720,829
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	247	
そ の 他	65	313
経 常 損 失 (△)		△651,660
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,392	
受 取 補 償 金	41,851	
そ の 他	4,885	51,129
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	52,941	
減 損 損 失	48,745	101,687
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△702,218
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	27,140	
法 人 税 等 還 付 税 額	△298,214	
法 人 税 等 調 整 額	171,259	△99,814
当 期 純 損 失 (△)		△602,403

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	335,894	363,999	363,999	7,084,067	7,084,067	△515
当 期 変 動 額						
新株の発行(新株予約権の行使)	95	95	95			
剰 余 金 の 配 当				△123,851	△123,851	
当 期 純 損 失 (△)				△602,403	△602,403	
自 己 株 式 の 取 得						△109
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	95	95	95	△726,255	△726,255	△109
当 期 末 残 高	335,989	364,094	364,094	6,357,812	6,357,812	△625

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,035	1,035	7,784,480
当 期 変 動 額			
新株の発行(新株予約権の行使)			190
剰 余 金 の 配 当			△123,851
当 期 純 損 失 (△)			△602,403
自 己 株 式 の 取 得			△109
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△68	△68	△68
当 期 変 動 額 合 計	△68	△68	△726,243
当 期 末 残 高	966	966	7,058,237

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ① 時 価 の あ る も の……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 貯 蔵 品……………最終仕入原価法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産……………定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～32年

(2) 無 形 固 定 資 産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金……………役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消 費 税 等 の 会 計 処 理……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

表示方法の変更

貸借対照表

前事業年度において区分掲記しておりました流動資産「貯蔵品」（当事業年度1,112千円）については、重要性が乏しくなったため、当事業年度においては流動資産「その他」に含めて記載しております。

前事業年度において区分掲記しておりました有形固定資産「構築物」（当事業年度0千円）、「車両運搬具」（当事業年度1,392千円）、「工具、器具及び備品」（当事業年度76千円）については、重要性が乏しくなったため、当事業年度においては有形固定資産「その他」に含めて記載しております。

前事業年度において区分掲記しておりました無形固定資産「ソフトウェア」（当事業年度712千円）については、重要性が乏しくなったため、当事業年度においては無形固定資産「その他」に含めて記載しております。

前事業年度において区分掲記しておりました投資その他の資産「差入保証金」（当事業年度53千円）については、重要性が乏しくなったため、当事業年度においては投資その他の資産「その他」に含めて記載しております。

前事業年度において区分掲記しておりました流動負債「支払手形」（当事業年度6,582千円）、「未払費用」（当事業年度2,228千円）、「設備支払手形」（当事業年度16,914千円）については、重要性が乏しくなったため、当事業年度においては流動負債「その他」に含めて記載しております。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

関係会社貸付金の評価

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社長期貸付金	3,000,000千円
貸倒引当金	－千円

※上記の金額は、株式会社ヨシックスフーズに対するものであります。

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社に対する貸付金の評価に際して、対象となる関係会社の事業計画及び将来の業績見通し、キャッシュ・フローの状況等の定量的な要因に加えて、事業環境の見通し等の定性的な要因を考慮し、これらを総合的に検討したうえで回収可能性の判定を行い、回収不能見込額が認められた場合は、当該回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

関係会社が策定した飲食事業の事業計画には、新型コロナウイルス感染症の拡大が徐々に収束し、収束後には店舗の業績が当該感染症の拡大前と同水準にまで回復するという仮定を採用しています。

そのため、事業計画の見直しが必要と判断された場合には、貸付金の回収見込額の算定に影響する可能性があります。この場合、貸倒引当金の計上が必要となる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 118,151千円
 (2) 関係会社に対する債権債務
 短期金銭債権 701,156千円
 短期金銭債務 91,011千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
 営業収益 90,000千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	261株	48株	一株	309株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	29,850千円
役員退職慰労引当金	128,958千円
税務上の繰越欠損金	70,711千円
その他	4,819千円
繰延税金資産小計	234,339千円
評価性引当額	△234,339千円
繰延税金資産 合計	一千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	267千円
繰延税金負債 合計	267千円
繰延税金負債の純額	267千円

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱ヨシックスフーズ	所有 直接100.0%	役員の兼任				
			経営管理	経営指導料(注1)	88,500	未収入金	32,450
			資金の貸付	資金の貸付(注2)	3,000,000	関係会社 長期貸付金	3,000,000
				費用の立替	663,361	未収入金	663,361
				債権回収 代行 固定資産の 売却(注3)	91,011 2,100,310	未払金	91,011
子会社	㈱ヨシオカ 建装	所有 直接100.0%	役員の兼任				
			経営管理	経営指導料(注1)	1,500	未収入金	550
			資金の貸付	資金の貸付(注2)	50,000	関係会社 長期貸付金	50,000

(注) 1. 経営指導料につきましては、業務内容等を勘案し、双方協議の上、合理的に決定しております。

2. 運転資金の貸付を行っており、金利については市場金利を勘案し、決定しております。

3. 価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

4. 上記の取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 683円81銭

1 株当たり当期純損失金額 58円36銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社ヨシックス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥 谷 浩 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヨシックスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨシックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社ヨシックス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥 谷 浩 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨシックスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、株式会社ヨシックスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務執行および計算書類等に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 当監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役の監査の方法およびその内容

①各監査役は監査役会が定めた監査の方針、および監査実施計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等および他の監査役と意思の疎通を図り、情報の収集および監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました、子会社については、子会社の取締役との情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および子会社の主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

②計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について、取締役等から報告を受け、検討いたしました。

会計監査人である「有限責任 あずさ監査法人」からその監査の実施状況および結果について報告を受けました。

また、会計監査人から、その「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）および「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または、法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システム（会社法第348条第3項第4号ならびに会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制）に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び運用についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

①計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況を適正に表示しているものと認めます。

②会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社ヨシックス 監査役会

常 勤 監 査 役（社外） 佐 藤 祥 一 ㊟
監 査 役 （社外） 長 谷 川 一 裕 ㊟
監 査 役 （社外） 戸 谷 隆 夫 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 商号および事業目的の変更

2021年1月1日付で持株会社体制に移行したことに伴い、持株会社である当社の役割、機能を明確にするため、商号に「ホールディングス」を付すとともに、事業内容の多様化に対応するため、事業目的についても一部変更する等、所要の変更を行うものです。

(2) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、経営の透明性を一層向上させるとともに、意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。つきましては、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

(3) 役付取締役の構成および名称の変更

上記(1)、(2)の変更に伴い、役付取締役の構成を変更し、一部その名称を見直す等、所要の変更を行うものです。

(4) 上記の変更に伴い条数の整備、その他の所要の変更等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、株式会社ヨシックスと称し、英文ではYossix Co.,Ltd.と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社ヨシックスホールディングスと称し、英文ではYossix Holdings Co.,Ltd.と表示する。
(目的) 第2条 当社は、 <u>次の事業を営む</u> ことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、 <u>次の各号に掲げる事業を営む国内外の会社その他法人等の株式または持分を所有することにより、その事業活動を支配、または管理すること</u> を目的とする。
1. ～ 5. (条文省略)	1. ～ 5. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
6. 不動産の管理、保有<u>ならびに</u>運用 (新設) <u>7.</u> ～ <u>9.</u> (条文省略) (新設) <u>10.</u> (条文省略) (新設) 第3条～第4条 (条文省略) 第2章 株式 第5条～第11条 (条文省略) 第3章 株主総会 第12条 (条文省略) (招集権者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役が招集する。代表取締役が複数の場合または代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> 2 株主総会においては、<u>代表取締役が議長となる。代表取締役が複数の場合または代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u> 第14条～第16条 (条文省略)	6. 不動産の管理、保有および運用 <u>7. 不動産の売買、賃貸、仲介および斡旋</u> <u>8.</u> ～ <u>10.</u> (現行どおり) <u>11. 店舗用設備および店舗用什器備品の販売および賃貸</u> <u>12.</u> (現行どおり) <u>2 当会社は、前各号の事業およびこれに付帯関連する一切の事業を営むことができる。</u> 第3条～第4条 (現行どおり) 第2章 株式 第5条～第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第12条 (現行どおり) (招集権者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> 2 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u> 第14条～第16条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
第17条 (条文省略)	第17条 (現行どおり)
(員数)	(員数)
第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。	第18条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。
(新 設)	<u>2</u> 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。
(選任方法)	(選任方法)
第19条 (新 設)	第19条 当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	<u>2</u> (現行どおり)
<u>2</u> 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	<u>3</u> (現行どおり)
(任期)	(任期)
第20条 当会社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第20条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新 設)	<u>2</u> 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
<u>2</u> 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。	<u>3</u> 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
(新 設)	<u>4</u> 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第21条 (新 設) (新 設) 取締役会の決議によって、当会社に社長 1 名を、必要に応じて会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 2 社長は当会社を代表する。 3 社長のほか取締役会の決議によって、<u>当会社を代表する取締役を選定することができる。</u>	(代表取締役および役付取締役) 第21条 当会社は、<u>取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u> 2 <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u> 3 <u>取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から、当会社に取締役社長 1 名を、必要に応じて取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (削 除) (削 除)
(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役が招集し、議長となる。</u> 2 <u>代表取締役が複数の場合または代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>	(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u> 2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>
(取締役会の招集手続) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	(取締役会の招集手続) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

現 行 定 款	変 更 案
第24条 (条文省略) (新 設)	第24条 (現行どおり) (業務執行の決定の取締役への委任) 第25条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第25条 (条文省略) (報酬等) 第26条 取締役の報酬等は、これを株主総会の決議によって定める。	第26条 (現行どおり) (報酬等) 第27条 取締役の報酬等は、これを株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。
第27条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (<u>監査役および監査役会の設置</u>) 第28条 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。 (員数) 第29条 当社の<u>監査役</u>は、5名以内とする。 (選任方法) 第30条 当社の<u>監査役</u>は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 (任期) 第31条 当社の<u>監査役</u>の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された<u>監査役</u>の任期は、退任した<u>監査役</u>の任期の満了する時までとする。 (常勤監査役) 第32条 <u>監査役会</u>は、<u>監査役</u>の中から常勤の<u>監査役</u>を選定する。 (<u>監査役会</u>の招集手続) 第33条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開くことができる。	第 5 章 <u>監査等委員会</u> (<u>監査等委員会の設置</u>) 第29条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。 (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (<u>監査等委員会</u>の招集手続) 第30条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>監査等委員</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開くことができる。

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の決議方法) 第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (監査役会規程) 第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> (報酬等) 第36条 <u>監査役の報酬等は、これを株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) 第37条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2. <u>当会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。</u> 第6章 会計監査人 第38条～第40条 (条文省略) (報酬等) 第41条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u> 第42条 (条文省略)	(監査等委員会の決議方法) 第31条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> (監査等委員会規程) 第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> (削 除) (削 除) 第6章 会計監査人 第33条～第35条 (現行どおり) (報酬等) 第36条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u> 第37条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第43条～第46条 (条文省略)	第38条～第41条 (現行どおり)
(新 設)	附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 1 当会社は、第36回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 第36回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	よし おか まさ なり 吉 岡 昌 成 (1954年7月18日生)	1980年11月 ヨシオカ建装創業 1983年9月 有限会社ヨシオカ建装設立 代表取締役に就任 1985年4月 株式会社テンガロンキッド設立 (現 株式会社ヨシックス) 代表取締役に就任 1986年2月 有限会社ヨシオカ建装を改組 株式会社ヨシオカ建装設立 代表取締役に就任 2001年4月 飯蔵株式会社を吸収合併 存続会社である株式会社ヨシックスの 代表取締役社長に就任 2007年3月 株式会社ヨシオカ建装を吸収合併 存続会社である株式会社ヨシックスの 代表取締役社長に就任 2018年6月 代表取締役会長兼CEOに就任 2021年1月 代表取締役会長兼社長に就任（現任） 株式会社ヨシオカ建装の取締役会長に 就任（現任）	2,123,500株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
2	せ がわ まさ ひと 瀬 川 雅 人 (1962年1月1日生)	1998年11月 当社入社 2000年4月 や台や事業部部長 2001年4月 常務取締役 や台や・や台どり事業本部本部長に就任 2002年9月 常務取締役 や台やグループ総事業本部本部長に就任 2005年4月 専務取締役 や台やグループ統括事業本部本部長に就任 2016年11月 取締役副社長 や台やグループ統括事業本部本部長に就任 2017年4月 代表取締役副社長 や台やグループ統括事業本部本部長に就任 2018年6月 代表取締役社長兼ＣＯＯ や台やグループ統括事業本部本部長に就任 2021年1月 取締役（現任） 株式会社ヨシックスフーズ 代表取締役社長執行役員 や台やグループ統括事業本部本部長に就任（現任）	200,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
3	よし おか ゆう た ろう 吉 岡 裕太郎 (1988年 7 月12日生)	2013年 4 月 当社入社 総務課課長 2014年 1 月 執行役員 管理本部本部長兼建装事業部部長に就任 2014年 6 月 常務取締役 管理本部本部長兼建装事業部部長に就任 2015年10月 常務取締役 建築店舗・設計デザイン事業部部長に就任 2016年11月 常務取締役 東関東事業本部本部長に就任 2017年10月 常務取締役 関東事業本部本部長に就任 2018年 6 月 専務取締役 関東事業本部本部長に就任 2020年 4 月 専務取締役 ヨシオカ建装カンパニー プレジデントに就任 2021年 1 月 取締役（現任） 株式会社ヨシオカ建装 代表取締役社長執行役員に就任（現任）	400,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
4	だ て とみ お 伊 達 富 夫 (1982年 4 月20日生) (新任)	2006年 4 月 株式会社電通に入社 2019年 3 月 株式会社電通を退社 2019年 4 月 当社入社 2019年 7 月 執行役員 新事業・新業態開発担当に 就任 2019年10月 執行役員 内部監査室室長に就任 2021年 1 月 執行役員 (現任) 株式会社ヨシックスフーズ 取締役 や台やグループ統括事業本部副本部長 に就任 (現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	とり い たつ や 鳥 居 達 也 (1952年4月21日生) (新任)	1976年9月 株式会社近江商事に入社 1990年9月 同社専務取締役に就任 1997年9月 同社代表取締役に就任（現任）	一株
2	う え む ら り ょ う じ 植 村 亮 仁 (1980年3月31日生)	2007年12月 あずさ監査法人 名古屋事務所入所 (現 有限責任 あずさ監査法人) 2013年6月 有限責任 あずさ監査法人 名古屋事 務所退所 2013年7月 植村亮仁公認会計士事務所 設立 所長 就任（現任） 2013年8月 税理士法人 植村会計 設立 所長 就任（現任） 2015年6月 当社社外取締役に就任（現任） (重要な兼職) 植村亮仁公認会計士事務所所長 税理士法人植村会計所長 株式会社ピアズ社外監査役 株式会社ビジョナリー社外監査役	一株
3	ほ り ゆ う じ 堀 雄 治 (1954年8月28日生)	1973年4月 国分株式会社に入社 (現 国分西日本株式会社) 2016年3月 国分西日本株式会社を退社 2018年6月 当社社外取締役に就任（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 鳥居達也氏、植村亮仁氏および堀雄治氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 鳥居達也氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。鳥居達也氏は、長年にわたり他社において代表取締役社長を務められており、当社において経営全般に対する助言を頂戴することで、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待しております。
4. 植村亮仁氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。また、植村亮仁氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。植村亮仁氏には、会計・税務を含む企業会計全般を踏まえた客観的視点に基づき、企業会計の透明性の向上および監督機能の強化を果していただくことを期待しております。
5. 堀雄治氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、卸売業に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。また、堀雄治氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。堀雄治氏は、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、卸売業に精通していることから、当社の購買業務に対する助言を頂戴することで、原価低減により収益力の向上に寄与していただくことを期待しております。
6. 植村亮仁氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として両取引所に届け出ております。また鳥居達也氏および堀雄治氏の両氏についても、独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
7. 当社と植村亮仁氏および堀雄治氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また鳥居達也氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
すず き たか おみ 鈴木 隆 臣 (1973年9月3日生)	1999年4月 弁護士登録 1999年4月 石原法律事務所（現 石原総合法律事務所）入所（現任） 2020年4月 津島簡易裁判所民事調停委員（現任）	一株

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 鈴木隆臣氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 鈴木隆臣氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識と高い見識を当社の監査監督に活かしていただくためであります。鈴木隆臣氏には、企業法務に基づいた客観的視点から企業経営に関する透明性の向上および監督機能の強化を果たしていただくことを期待しております。
4. 鈴木隆臣氏が監査等委員に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。候補者が就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2014年6月27日開催の第29回定時株主総会において年額300百万円以内とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額300百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額300万円以内と定めることとさせていただきます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第7号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2014年6月27日開催の第29回定時株主総会において年額300万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。

今般、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）の役員報酬に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること等を目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

現在の対象取締役は3名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

1. 譲渡制限付株式の発行又は処分の方法

本議案に基づく譲渡制限付株式の発行又は処分は、当該発行又は処分に係る取締役会決議に基づき、対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」という。）で行うものといたします。

2. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数および上限額

本議案に基づき譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、当該効力発生日以降、分割比率又は併合比率等に応じて当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式は、年額1億円の範囲内で付与するものといたします。対象取締役に現物出資財産として上記金額の範囲内で金銭報酬債権を支給して、対象取締役から当該金銭報酬債権の現物出資を受けて当社の普通株式を発行又は処分するものとし、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

なお、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

3. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、一定期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、下記(4)に基づき譲渡制限を解除する本割当株式を除き、当社は、本割当株式を無償で取得する。

- (3) 当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- (4) 上記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が、譲渡制限期間の満了前に、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により上記(2)に定める地位を喪失した場合には、本割当株式の譲渡制限を解除できるものとする。この場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (5) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)又は上記(4)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 当社は、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (8) 上記(7)に規定する場合においては、当社は、上記(7)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (9) 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他本割当契約の内容の詳細については、取締役会で定める。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、対象取締役の役員報酬に、当社の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を中長期にわたって進めること等を目的とするものです。

上記に加え、本議案に基づく譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は上記「2. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数および上限額」に記載の年額の上限の範囲内とすること、本議案に基づき付与される譲渡制限付株式の上限数の発行済株式総数に占める割合は軽微であることから、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

第8号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役渡邊竜二、大崎篤彦の各氏は、2021年1月1日をもって退任しておりますので、それぞれの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

渡邊竜二氏および大崎篤彦氏に対し、退職慰労金の贈呈を相当とする理由は、業務執行取締役として当社の業績および企業価値の向上に尽力したためであり、役員退職慰労金規程に基づき、月額固定報酬、在任期間等に応じた額を基準に支給額を算定しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

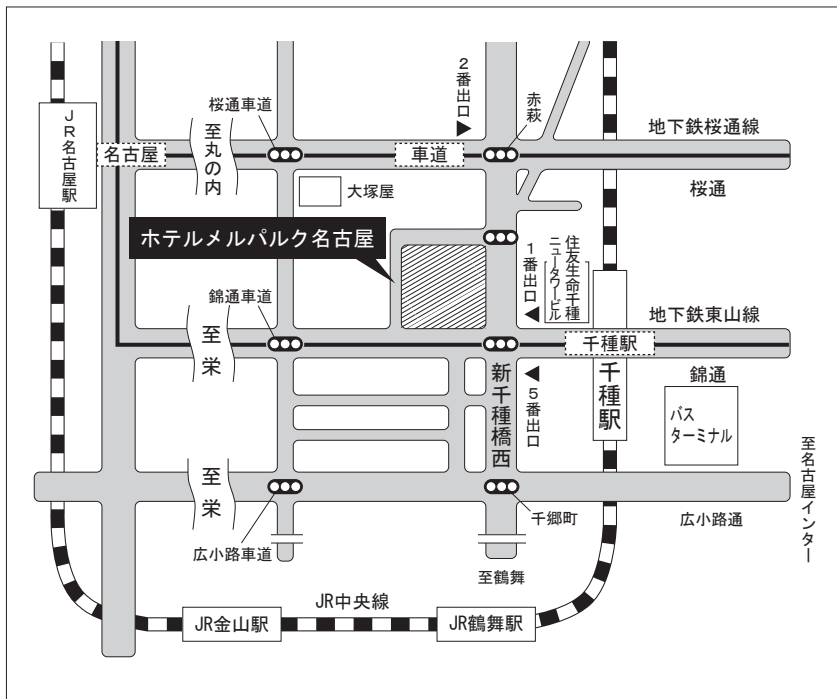
氏 名	略 歴	
渡 邊 竜 二	2006年10月	当社取締役就任
	2021年1月	当社取締役を退任し、当社執行役員に就任（現任）
大 崎 篤 彦	2012年6月	当社取締役就任
	2021年1月	当社取締役を退任し、当社執行役員に就任（現任）

以 上

This image shows a single page of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, leaving small margins at the top and bottom. There are no vertical margin lines, and the page is completely blank except for the lines themselves.

株主総会会場ご案内図

- 会 場 名古屋市東区葵3丁目16番16号
メルパルク名古屋 カトレアの間
TEL : 052-937-3535



●交通のご案内

地下鉄 東山線「千種」1番出口より徒歩約1分
会場の駐車台数には限りがございますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。